

鹿 児 島 県 公 報

令和8年9月11日（金）第753号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 鳥獣保護区の変更（区域の拡張）に係る指針案の縦覧（自然保護課取扱い） 1
- 指定希少野生動植物の指定（※）（自然保護課取扱い） 2
- 指定外来動植物の指定（※）（自然保護課取扱い） 2
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）（水産振興課取扱い） 3
- 土地改良区の定款の変更の認可（農地整備課取扱い） 4
- 県営土地改良事業の工事の完了（6件）（農地整備課取扱い） 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 5
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 6

公 告

- 鳥獣保護区の変更（区域の拡張）に係る公聴会の開催公告（自然保護課取扱い） 6
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 6

告 示

鹿児島県告示第515号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号で設定した針本鳥獣保護区の変更（区域の拡張）をしたいので、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（7において「指針案」という。）を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年9月11日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 鳥獣保護区の名称
針本鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

南さつま市加世田唐仁原地内における唐仁塚川左岸と南さつま市道大崎線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と国道226号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と相星川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と南さつま市道大崎小湊線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島森林管理署管内国有林82林班と民有地との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と鹿児島県立吹上浜海浜公園敷地と同国有林82林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同国有林80林班と同海浜公園敷地との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と一般地方道加世田日吉自転車道線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同一般地方道を同一般地方道と万之瀬川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と同国有林80林班の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国有林80林班と民有地との境界線を同境

界線と鹿児島県立薩南病院跡地との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と南さつま市道大崎新川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と唐仁塚川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和8年11月1日から令和18年10月31日まで（10年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 鳥獣保護区の変更（区域の拡張）の目的

当該地域は南さつま市加世田西部に位置し、白砂と青松の雄大な吹上浜をベースとして人と自然が一体となってスポーツ、レクリエーション文化活動等を楽しむ場として県立吹上浜海浜公園があり、年間を通じて多くの人々に利用されている。生息する身近な鳥獣として、メジロ、ウグイス、ヒヨドリ、カモ類、ノウサギ、イタチ等多種多様な鳥獣が生息している。また、相星川及びその周辺は、カモ類をはじめとする水鳥の生息・渡来が確認されており、採餌・休息等の場として重要な地域となっていることから、当該鳥類の安定した生息を確保するとともに、その生息環境を保全するため、現在の鳥獣保護区の区域を拡張し、拡張後の区域内に生息する鳥獣及びその生息地の保護に努めるものである。

5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所

(1) 鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町10番1号）

(2) 鹿児島県南薩地域振興局農林水産部林務水産課（南さつま市加世田東本町8番地13）

6 縦覧期間

令和8年9月11日から同月25日まで（2週間）

7 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

変更（区域の拡張）をしようとする区域の住民及び利害関係人は、6に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課又は南薩地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第516号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）第9条第1項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物を指定する。

令和8年9月11日

鹿児島県知事 塩田康一

分 類	種 名（和名）	種 名（学 名）	科 名
植 物	バイカイカリソウ	<i>Epimedium diphyllum</i>	メギ科

鹿児島県告示第517号

指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例（平成31年鹿児島県条例第24号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定外来動植物を指定し、令和8年10月1日から施行する。

令和8年9月11日

鹿児島県知事 塩田康一

外来動植物の種類	取扱いを規制する地域	適切な飼養等の方法	適合飼養等施設
コカナダモ（ <i>Elodea nuttallii</i> ）	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守	指定外来動植物に係る適合飼養等施設の基準（令和元年10月29日鹿児島県告示第461号。以下「適合

		点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。 (4) 地下茎の断片、根茎部、種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	飼養等施設の基準」という。)に定める移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設
ハゴロモモ（フサジ ュンサイ）（ <i>Cabom ba caroliniana</i> ）	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。 (4) 地下茎の断片、根茎部、種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設
ナガミヒナゲシ（ <i>P apaver dubium</i> ）	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。 (4) 地下茎の断片、根茎部、種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	適合飼養等施設の基準に定める屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設
コンテリクラマゴケ （ <i>Selaginella uncinat a</i> ）	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。 (4) 地下茎の断片、根茎部、種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	適合飼養等施設の基準に定める屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設

鹿児島県告示第518号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和8年9月11日から同月25日まで北さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田 康一

- 1 発起人の住所及び氏名
出水市汐見町983番地 飯牟禮清隆
出水市住吉町30番35号 池畑和幸
出水市荘3661番地12 浦崎実
- 2 加入区
出水加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
北さつま漁業協同組合

鹿児島県告示第519号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 8 年 9 月 11 日から同月 25 日まで瀬戸内漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田 康一

- 1 発起人の住所及び氏名
大島郡瀬戸内町大字古仁屋242番地 池田啓男
大島郡瀬戸内町大字薩川193番地イ 豊島裕久
大島郡瀬戸内町大字古仁屋春日1番地 平瀬健二
- 2 加入区
瀬戸内加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
瀬戸内漁業協同組合

鹿児島県告示第520号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和 8 年 7 月 28 日付けで両根占土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 8 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田 康一

鹿児島県告示第521号

土地改良事業県営防災ダム（農用地保全）高尾野地区の工事は、平成28年 3 月 28 日に完了した。

令和 8 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田 康一

鹿児島県告示第522号

土地改良事業県営防災ダム（農用地保全）清浦地区の工事は、平成30年 3 月 14 日に完了した。

令和 8 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田 康一

鹿児島県告示第523号

土地改良事業県営農村整備（集落基盤再編型）（旧：農村振興総合整備事業（農村基盤整備））（農業用排水施設整備及び暗渠排水）出水西部地区の工事は、令和 4 年 1 月 6 日に完了した。

令和 8 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田 康一

鹿児島県告示第524号

土地改良事業県営農村整備（集落基盤再編型）（旧：農村振興総合整備事業（農村基盤整備））（農道整備）出水西部地区の工事は、令和 4 年 3 月 25 日に完了した。

令和 8 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田 康一

鹿児島県告示第525号

土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）早谷池地区の工事は、令和 7 年 5 月 26 日に完了した。

令和 8 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田 康一

鹿児島県告示第526号

土地改良事業県営農地中間管理機構関連農地整備（区画整理）杵野地区の工事は、令和 7 年 7 月 11 日に完了した。

令和 8 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田 康一

北薩地域振興局告示第10号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 8 年 9 月 11 日

北薩地域振興局長 本田 敬

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事業所tetote-てとて-	薩摩川内市御陵下町19番1号	社会福祉法人諏訪福祉会	薩摩川内市御陵下町19番5号	帯田 博美	令和 8 年 4 月 1 日	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
薩摩川内市子ども発達支援センターつくし園	薩摩川内市永利町4107番地16	社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会	薩摩川内市永利町4107番地1	上屋 和夫	令和 8 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス

北薩地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 8 年 9 月 11 日

北薩地域振興局長 本田 敬

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護ラポール、川内	薩摩川内市樋脇町市比野131番	株式会社ラポール、	熊本県八代市古閑下町2225番地	片山 大嗣	令和 8 年 7 月 1 日	居宅介護

	地 1				
--	-----	--	--	--	--

始良・伊佐地域振興局告示第13号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 8 年 9 月 11 日

始良・伊佐地域振興局長 川畑将洋

事 業 所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月 日	障害児通 所支援の 種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
児童通所支援事業 所あいらいく	始良市東餅田 2369番地 8	特定非営利活動法 人まぐねっと 2 5	鹿児島市紫原四 丁目 4 番 2 号	溝内 義剛	令和 8 年 6 月 30 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

公 告

鳥獣保護区の変更（区域の拡張）に係る公聴会の開催公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項の規定により、鳥獣保護区の変更（区域の拡張）についての公聴会を次のとおり開催する。

令和 8 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 日時
令和 8 年 10 月 5 日（月）午後 2 時 30 分から
- 2 場所
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎本館 3 階第 2・3 会議室（南さつま市加世田東本町 8 番地 13）
- 3 案件
針本鳥獣保護区（区域 南さつま市の一部、期間 10 年間）の変更（区域の拡張）について

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 8 年 9 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
始良市平松字内玉3159番、3160番、3161番、3162番、3164番、3165番、3168番、3169番、3170番、3171番、3172番、3198番 2、3199番、3200番、3201番、3202番、3203番、3204番、3205番 2、3207番、3208番、3209番、3210番 1、3210番 2、3211番、3212番、3213番、3214番、3215番、3216番、3217番、3218番、3219番、3220番、3223番、3224番、8281番、8282番、8564番の一部、8565番及び8566番の一部、字野中3322番 4、字中洲3333番及び8283番の一部並びに字切通8562番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
始良市平松5873番地 1
有限会社しんせい商事
取締役 谷山真理子